訪問介護事業者の支援

- ✓ 高齢者支援サービスの報酬の見直し
- ✓ 訪問介護職員への家賃支援

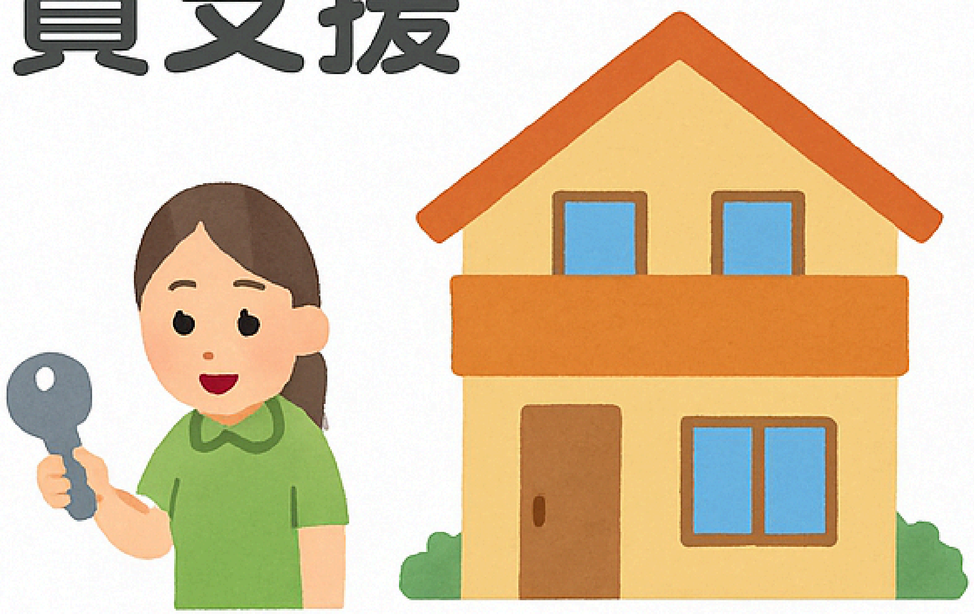

高齢者通院支援サービスのご案内

医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対し、介護保険制度では対象とならない医療機関内の待ち時間における付き添いサービスを提供します。

利用できる方

次のすべての要件を満たす方

① 港区在住で、介護保険の加入者であること
② 介護認定で要介護１～５の認定を受けていること
③ ケアプランに訪問介護（通院介助）又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されていること

通院支援サービス内容

医療機関内の待ち時間に訪問介護員が付き添いサービスを実施します。

利用時間・回数

１回あたり３時間まで、かつ、月３回まで

サービス時間帯

午前８時から午後６時まで

利用者負担金の支払いについて

利用者が通院支援サービス事業者へ支払います。

通院支援サービス事業者について

港区と契約している事業者からお選びください。

港区

利用者負担金

・サービス利用に要した費用の１割を負担します。
・「介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担助成」を受けている人は３％に軽減します。
・生活保護受給者は無料です。

利用時間	利用者負担金		
	一　　般	ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者	生活保護受給者
30 分まで	150 円	40 円	0 円
1 時間まで	250 円	70 円	
1 時間 30 分まで	350 円	100 円	
2 時間まで	450 円	130 円	
2 時間 30 分まで	550 円	160 円	
3 時間まで	650 円	190 円	

利用方法

①申請書（区のホームページからダウンロード可能）にケアプラン（第１表から第４表）を添えて申請してください。

②利用負担区分、利用している居宅介護事業者、訪問介護事業者などの申請内容に変更があった場合は、**変更届を必ず提出してください。**

申込先

各高齢者相談センター（各地域包括支援センター）

芝	０３－５２３２－０８４０
麻布	０３－３４５３－８０３２
赤坂	０３－５４１０－３４１５
高輪	０３－３４４９－９６６９
芝浦港南	０３－３４５０－５９０５

問い合わせ先

港区役所　高齢者支援課在宅支援係　通院支援サービス担当
０３－３５７８－２１１１（内線２４００～２４０６）

港区

通院支援サービス協定単価

本人負担区分	単位	数量	単価　(円)
本人負担区分０円（本人負担額 0円）	0.5	時間	1,500
本人負担区分３％（本人負担額 40円）	0.5	時間	1,460
本人負担区分１割（本人負担額 150円）	0.5	時間	1,350
本人負担区分０円（本人負担額 0円）	1	時間	2,500
本人負担区分３％（本人負担額 70円）	1	時間	2,430
本人負担区分１割（本人負担額 250円）	1	時間	2,250
本人負担区分０円（本人負担額 0円）	1.5	時間	3,500
本人負担区分３％（本人負担額 100円）	1.5	時間	3,400
本人負担区分１割（本人負担額 350円）	1.5	時間	3,150
本人負担区分０円（本人負担額 0円）	2	時間	4,500
本人負担区分３％（本人負担額 130円）	2	時間	4,370
本人負担区分１割（本人負担額 450円）	2	時間	4,050
本人負担区分０円（本人負担額 0円）	2.5	時間	5,500
本人負担区分３％（本人負担額 160円）	2.5	時間	5,340
本人負担区分１割（本人負担額 550円）	2.5	時間	4,950
本人負担区分０円（本人負担額 0円）	3	時間	6,500
本人負担区分３％（本人負担額 190円）	3	時間	6,310
本人負担区分１割（本人負担額 650円）	3	時間	5,850
単価は非課税			

4. 助成額

助成対象経費と助成基準額(1戸当たり月82,000円)を比較し、少ない方の額に下記の**助成率**を乗じた金額を助成します。

◇本事業では、法人負担額が必ず発生します。
◇計算方法の具体例は8ページを参照して下さい。

〔助成率〕

(ア) (イ)	(ウ)
7／8	1／2

5. 助成対象戸数

１事業所当たり※の助成対象戸数は、事業所の利用定員数に応じて下表に定める戸数を上限とします。(最大20戸)

利用定員数	0〜40	41〜50	51〜60	61〜70	71〜80	81〜90	91〜100	101〜110	111〜120	121〜130	131〜140	141〜150	151〜160	161〜170	171〜180	181〜190	191〜
上限戸数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

※利用定員数の定めがないサービス(訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援)のみで申請する場合は、４戸が上限です。また、同一法人の運営する助成対象事業所が同一建物内に複数ある場合は、それらの利用定員数を合算して上限戸数を算出します。(利用定員数の定めがないサービスは利用定員数の合算に含めません。)

★令和6年度拡充★ 申請できる戸数(外国人介護職員)の見直し

ただし、以下の外国人介護職員については上限を超えて申請可能です。

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める下記の在留資格を有する者

- ☞ 在留資格「介護」
- ☞ 在留資格「特定技能」(特定産業分野「介護」に限ります)
- ☞ 在留資格「技能実習」(職種名「介護」に限ります)
- ☞ 在留資格「留学」(資格外活動許可を取得している者に限ります)
- ☞ 在留資格「特定活動」(経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限ります)

◆外国人介護職員の場合であっても、当該職員の実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上であることが必要です。
◆在留資格については、制度の動向等により名称等が変更になる可能性があります。

介護予防のために、

アプリポイント活用!

✔みなトクPAY

✔東京アプリ

①チャレンジみなとアプリ

資料8

「チャレンジ　みなと」の使い方

① 港区専用二次元コードから、アプリ「みんチャレ」をインストール
② ニックネームなどのプロフィールと歩数カウント機能を設定
③ 表示されるチームから1つ選んで参加（1チーム最大5人）
　自分でチームを立ち上げることも可能
④ 1日1回、写真と合わせて歩数を報告、チームメンバーの投稿にも反応

◎利用開始時は使い方教室を実施
◎利用開始後も電話相談を受け付け、継続的にサポート

チームメンバーのコメントや反応でコミュニケーションが活性化、毎日の投稿が習慣化して続けやすい！

■令和5年11月　モニター利用開始
モニターとして、介護予防リーダー・サポーター等の区民ボランティアが協力

■令和6年2月　モニター利用効果測定
アンケートによる効果測定を実施

■令和6年4月　本格実施開始予定

直観的な操作で簡単＆迷わない

段落テキスト

②高齢者スマホ購入費用助成

令和７年９月５日　資料No.２
保健福祉常任委員会

高齢者支援課

スマートフォンを保有していない高齢者向けの機器購入費用等助成事業の実施について

高齢者がスマートフォン（以下「スマホ」といいます。）を活用して、必要な情報の入手や様々な手続が行えるよう、スマホを所有していない等の高齢者に対して、購入費用等を助成します。

１　助成対象者
以下の全ての条件を満たす人
（１）令和８年３月３１日時点で満６５歳以上の人
（２）購入日時点で港区内に住民登録がある人
（３）事業の実施期間中に、区内の指定店舗（※１）において、自ら使用する目的で初めてスマホを購入（※２）し、通信契約を行った人
　※１：東京都が通信キャリアと協定を締結し、対応可能な販売店舗をリストアップする予定です（現時点では未定です）。
　※２：ガラパゴス携帯（ガラケー）や NFC 認証機能（スマホを近づけるだけで通信ができる機能）のない古い OS（ios15 以下又は Android8 以下の OS）のスマホから機種変更契約を行う人も対象です。
（４）区内の指定店舗において、購入から助成金の申請までを購入日当日中（原則）に実施した人
（５）指定店舗が実施するスマホ教室等において、基本操作等の講座を受講した人
（６）購入するスマホに「東京都公式アプリ」の登録及び「東京都 LINE 公式アカウント」の友だち追加を行った人
（７）購入するスマホに「みなトクＰＡＹアプリ」を登録した人

児童虐待防止に、

前向き子育て

実践的プログラム!

トリプルPなど参考

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。
一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。
子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

●相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。

●子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

●保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。

●「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。

POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

●子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。

●子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。

POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

●乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。

●子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

●子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてもよいでしょう。

●子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。

POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

●子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

●「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

●子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。

●結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。

保護者自身のポイント

●否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。

●深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり５秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけましょう。

①向日市　トリプルP講座事例

令和7年度向日市親子関係形成支援事業

前向き子育ての連続講座~トリプル P グループセッション~

日時・内容 ：

セッション・日時	内容	形式
第1回 令和7年9月5日(金)	前向きな子育てとはどのような子育てなのかについて学び、子どもの行動の捉え方について話し合う。	講義 グループワーク ロールプレイ
第2回 令和7年9月12日(金)	子どもと良好な関係をつくり、子どもの発達を促すための10のスキルを学ぶ。	
第3回 令和7年9月19日(金)	対処が難しい子どもの行動をうまく捉えるようになるための7つのスキルを学ぶ。	
第4回 令和7年9月26日(金)	対処が難しい子どもの行動が起こりやすい場面を想定し、その行動が起こらないように備えるための計画的な活動を学ぶ。	
第5回・第6回 ※日時は講師と受講者で調整	それまでのセッションで学んだスキルを家庭でうまく活用できるかを話し合い、保護者自身が工夫しながら子育てできるようサポートする。	電話相談によるセッション
第7回 令和7年10月14日(火)	子どもの行動の好ましい変化について話し合い、プログラムで学んだスキルを復習する。	講義 グループワーク

※時間はすべて午前10時から正午まで

場　所 ： 永守重信市民会館

対　象 ： おおむね2～12歳の子どものいる向日市在住の方

定　員 ： 10名(保育ルーム有:要予約)

※受講には申請が必要です。詳細はホームページをご確認の上、
申請書を子ども家庭課の窓口にご持参いただくか、ご郵送ください。

トリプルPとは　~Positive Parenting Program

オーストラリアで開発され、世界25カ国以上で実施されている参加体験型の子育て支援プログラムです。

子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処法など、具体的な子育て技術を学びます。トリプルPは、子どもの自尊心を育み、育児を楽しく前向きにしていくようにデザインされています。

②トリプルP　エビデンス

トリプルPジャパン　ホームページから引用

TRIPLE P について ｜ 始めましょう ｜ 支援先を見つける ｜ ブログとビデオ

Triple P について › 本当に効果があるんですか？ › エビデンス

エビデンス

エビデンス

Triple Pは、何が効果的であるかについての科学的根拠および研究に基づいた、世界でも数少ない子育てプログラムの一つです。Triple Pは、30年以上にわたる国際的な継続した研究に裏付けされており、その科学的根拠は増え続けています。

これまで、113の無作為対照治験を含めた200以上の評価論文があり、Triple Pが異なる文化、社会経済的集団、多くの異なる家族構成に有効であることが示されています。

主要な研究結果のいくつかを紹介します：

TRIPLE Pは、子どもの問題行動を減少させ、親の福利と子育てスキルを改善します。

Nowak, C. & Heinrichs, N. (2008). A comprehensive meta-analysis of Triple P - Positive Parenting Program using hierarchical linear modeling: Effectiveness and moderating variables. *Clinical Child and Family Psychology Review*, 11, 114-144.

TRIPLE Pが広く提供可能な地域では、子どもの行動や感情の問題が少なくなります。

Sanders, M.R., Ralph, A., Sofronoff, K., Gardiner, P., Thompson, R., Dwyer, S., & Bidwell, K. (2008). Every Family: A population approach to reducing behavioral and emotional problems in children making the transition to school. *Journal of Primary Prevention*, 29, 197-222.

TRIPLE Pを使用する親は、ストレスが減り、落ち込むことが少なくなり、厳しいしつけをしなくなったと報告しています。

Sanders, M.R., Ralph, A., Sofronoff, K., Gardiner, P., Thompson, R., Dwyer, S., & Bidwell, K. (2008). Every Family: A population approach to reducing behavioral and emotional problems in children making the transition to school. *Journal of Primary Prevention*, 29, 197-222.